

## 令和7年度 第2回 筑紫野市総合教育会議

【開催日時】令和7年11月11日（火） 14:00～15:42

【開催場所】筑紫野市役所 403会議室

### 【委員出欠状況】

#### 《出席委員》

市長、教育長、潮見教育委員、牛川教育委員、久原教育委員、和田教育委員

#### 《事務局》

企画政策部長、教育部長、こども部長、

企画政策課長、教育政策課長、学校教育課長、こども家庭課長、秘書広報課長、

企画政策課企画政策担当係長、学校教育課教育指導担当係長、

企画政策課企画政策担当主事

【傍聴人】 0人

### 【会議内容】

#### 1. 開会

##### ○企画政策課長

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回筑紫野市総合教育会議を開催いたします。私は、本日の司会を務めます企画政策課の中尾でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

はじめに、本日の出席状況を報告させていただきます。市長並びに教育長・教育委員6人、市長部局職員7人、教育委員会事務局職員4人の合計17人となっております。

それでは、本会議の開会にあたり、平井市長からご挨拶を賜りたく存じます。平井市長、よろしくお願ひいたします。

##### ○平井市長

皆様、こんにちは。筑紫野市長の平井一三でございます。本日は、大変ご多忙の中、令和7年度第2回総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。

さて、先月末に文部科学省が公表しました令和6年度の問題行動、不登校調査の調査結果によりますと、不登校の小中学生は約35万3千人に上り、また、小中学校及び高校におけるいじめの認知件数も76万9千件といずれも過去最多となっていることが明らかになっております。

さらに全国の児童相談所における児童虐待相談件数も、統計開始以来最多の約22万5千件となるなど、教育環境に課題を抱え、居場所を見いだせない子どもたちへの支援が一層求められるようになっております。

これらの深刻な課題に対しては、教育委員会と市長部局がしっかりと連携し、学校現場と家庭、そして地域社会が一体となって、子どもたちが安心して学び、生活できる環境づくりを進めていくことが重要であると考えております。

このような状況を踏まえまして、本日の会議では本市におけるいじめ、不登校の現状と課題及びその対策について、教育委員会の教育委員の皆さんと意見を交わし、協議調整を図るとともに、現在、市長部局で検討を進めております、児童育成支援拠点事業についても皆様のご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、今年も残すところ2ヶ月を切りまして、冬の訪れを感じる季節となっていましたが、

その一方で、この夏を振り返りますと、平均気温が観測史上最高を記録し、秋口まで厳しい残暑が続くなど、教育・子育て施策のみならず、避難所運営等の防災・減災対策の面でも、熱中症対策が欠かせない課題となっております。こうした状況を踏まえ、本市においても、現在、小中学校体育館への空調整備について検討を進めておりますので、その進捗状況を教育委員の皆様とともに確認し、具現化に向けた動きを加速して参りたいと考えております。

なお、本日の議題に直接関係はありませんけども、年々猛暑が厳しさを増す中、児童生徒の健康や安全の観点から、多くの学校行事が少なからず制約を受けるという状況が、今後も続くものと見込まれます。一方で、夏休みを短縮し、気候の穏やかな秋に休みを設けるという現在の運用が、今の気象条件のもとで、本当に児童生徒のためになっているのか、改めて考える必要があるようにも感じております。委員の皆様におかれましても、そのような視点での点検や現状分析をお願いできればと考えております。

いずれも大変重要な取り組みとなりますので、お時間を長時間いただくことになりますけれども、最後までどうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○企画政策課長

平井市長ありがとうございました。

それでは早速議事に移らせていただきますが、ここからは平井市長に議事進行をお願いいたしましたく存じます。

平井市長よろしくお願ひいたします。

#### ○平井市長

それではここから議長として議事を進行させていただきます。

まず、いじめ不登校の件を議題としたいと思います。

冒頭にも申し上げましたが、大変残念なことに全国的な傾向として、いじめや不登校は増加の一途を辿っております。いじめ防止対策法に基づく積極的な把握や認知が進んだことが、件数の増加として現れている面もありますが、コロナ禍以降、顕著になっている価値観やコミュニケーション手段の多様化、家庭や地域を取り巻く環境の変化など、子どもたちを取り巻く状況は大きく変化する中で、子ども一人一人が安心して学べる居場所を、いかに確保し、学びと心のケアの両立を図るのかが、今まさに問われているものと考えています。

本日は、本市におけるいじめ等の現状と課題、その対策について所管課の説明を受けた後、すべての児童生徒が充実した学校生活を通して学び、育まれる教育環境、教育施策に向けた、意見交換を行いたいと思っております。

それでは、学校教育課長は説明をお願いします。

#### ○学校教育課長

それでは、いじめ不登校の現状と課題及びその対策について説明させていただきます。

お手元のいじめ不登校の現状と課題及びその対策と書かれている資料をご覧ください。

右下にページ数記載しております。

最初にいじめの現状について説明させていただきます。

一番左に、「いじめゼロ」から「いじめ見逃しぜロ」へと書いておりますが、令和2年10月に文科省通知が出ております。そこから一部抜粋したものをそちらに記載しておりますが、「いじめをもれなく認知するためには、積極的な認知を行うとともに、学校を挙げて早期発見に向けた取り組みを行うことが重要である。文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的認知をし、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っていると、極めて肯定的に評価している。いじめの防止等の対策は、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならないが、認知すべきものは適切に認知し対応しなければならない。」という、通知をしております。

このことを受けて、本市も、「いじめゼロ」ではなく「いじめ見逃しぜロ」の取り組みを積極的に行うようにしまして、学校にもその旨お願いをしているところでございます。

次のページをお開きください。

こちらは本市のいじめの認知件数と認知数の推移になります。

次のページをお開きください。4ページ目です。

いじめの深刻度別の認知件数ということで、いじめの深刻度を、5段階レベルで分類しております。

レベル1の単発的に起こった言葉による、からかいや無視などから、レベル5の万引きの強要、けがを伴う暴力等の触法行為が発生するいじめ、被害者が不登校に陥る状態にあるいじめ、いわゆる重大事態ですね、こちらをレベル1からレベル5まで深刻度別に分けておりますが、こちらにつきまして、筑紫野市令和6年度の件数をレベルごとに分けたものが、そちらの表となっております。

見てわかる通り、レベル1の軽微ないじめの件数というのが、特に小学校において報告をいただいているというところでございます。レベル4、レベル5の深刻ないじめというところは発生していないという状況でございます。

下の表に、過去3年間のいじめレベル3以上の件数というのを記載しておりますが、レベル4レベル5にあたる深刻ないじめ件数はこの3年間は発生しておりませんので、こちらレベル3の発生件数となっております。

重大ないじめ事案は、減少傾向にありますが、中学校のレベル3の件数が、令和4年度に比べると減っておりますが、昨年度と比べて若干増加しているという状況でございます。

&lt;div[](https://i.imgur.com/3QD9DfD.png)

以上の統計データから見えてることとしまして、いじめ認知率がここ数年は大きく増加しておりますが、こちら軽微なものを見逃さないことが重大化に繋がらないという、いじめに対する意識改革が進んでいるものであると思っております。ただし、発達年齢が進むにつれて、認知件数というのは減っておりまして、いじめレベル別に見ますと、先ほど申しましたように小学校は軽微なレベル1がほとんどであります、中学校はレベル2、3が小学校に比べて多くなっております。そのため今後、中学校はいじめが重大化しないよう注意が必要であると考えております。このことを受けて認知率が低い学校、また特に中学校におきましては、今以上に早期の積極的認知を、校長会や研修を通して、お願いしているところでございます。また、下のいじめ対応にかかる主な課題というところを、2点挙げさせていただいておりますが、近年SNS、ネット上のいじめや、事案の複雑化、影響の広範囲化が進んでおるところです。もう1点が、いじめの内容が軽微なものであっても、初期対応、特に保護者の対応を誤ると、過剰な要求や、自主的な登校拒否を保護者がされるとか、場合によっては法的措置を示唆されるとか、問題が長期化しているケースも散見される状況でございます。

次の6ページをお開きください。

これを受けましていじめ対策に係る今年度の取り組みの重点ということで、4点挙げさせていただいております。

まず重点1としまして、軽微ないじめを見逃さない組織的かつ積極的な認知体制の充実ということで、市のいじめアンケート、これは記名式ですが、年2回実施しており本年度も継続的に実施することとしております。また各学校も独自で月1回程度生活アンケートを実施しておりますので、こちらも継続的に実施していただくとともに、教育相談など担任による児童生徒一人一人との面談や保護者との面談の実施も、積極的にしていただくようお願いしております。あと、県が提供している、FF調査といういじめに関わる調査の実施についても、今年度も行っていただくようお願いしているところでございます。

続いて重点 2 です。

いじめ防止基本方針を学校ごとに作成しておりますので、それに基づいた早期対応、組織対応をお願いしています。いじめに対して担任などが1人で対応するのではなく、校内委員会などによって、組織的な対応を行うようお願いしております。また必要に応じて、教育委員会や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携した対応を行う

こととしております。

重点3としまして、令和4年度に改定しました生徒指導提要の新しい理念に基づく、支援・援助及び研修の充実ということで、市いじめ不登校対策研修会というのを、生徒指導担当や各学校登校支援員を対象に年3回実施をしておりますが、今年度も3回実施をすることとしております。

重点4です。

保護者の納得を図る最終解決段階における、ブレない対応の徹底ということで、先ほども申したように、保護者の初期対応を誤ることで、こじれるケースも出ております。市管理職研修において、実践事例の共有や、指導主事による指導助言、あと指導主事や教育委員会職員も学校に入って、対応支援をしておるところで、今年度については市管理職研修会において、いじめ対応で保護者対応を誤ったせいで長期化した事例というのを、直に体験をされた教頭先生から報告してもらい、各学校で情報共有を行っております。

以上、これら4つの重点で今年度いじめ対策を行うこととしております。

次に不登校の現状です。

全国的な不登校の現状ということで、先ほど市長も言われておりましたが、10月末に文科省の方で令和6年度の問題行動不登校調査の結果が公表されております。新聞やニュースでも報道されておりますが、不登校が最多小中あわせて35万人、文科省調査12年連続で増加、というところで、その下のグラフを見ていただいてもわかる通り、全国的に不登校が増加している状況でございます。

次の9ページですね。

こちらが本市の不登校の人数と出現率の推移でございます。

小・中学校ともに令和元年から令和6年までの人数と出現率、全国の出現率を表示しております。小学校につきましては、増加傾向が持続しております、6年間で約2.7倍程度となっており、中学校よりも伸びが顕著であることがわかります。中学校におきましても、増加傾向は持続しておりますが、緩やかに鈍化している状況でございます。ただ全国との出現率の差は小学校より大きくなっております。

10ページをお開きください。

こちらが先ほど示した不登校児童生徒の中の、令和4年度から令和6年度までの内訳を記載させていただいております。まず一番上の青い部分は、欠席30日以上50日未満、おおよそ週3、4回登校できている方の人数となっております。次のオレンジ色の部分が欠席50日以上90日未満、おおよそ週に2、3回登校できている場合に当てはまるところがこちらになります。次のグレーの部分、こちらは欠席90日以上、もしくは出席10日以上の方ということで、こちらは月に1回程度登校できている方となります。その下のオレンジ色の部分、こちらが出席10日以内ということで、月に直したら1回未満の登校しかできていない方、最後の青いところは、出席0日ということで完全不登校の方、となっております。見てもらってわかるように、完全不登校や、ほとんど登校できていない児童生徒数は、ほとんど増加しておりませんが、増加数の多くを占めているのが、欠席日数が比較的少ない児童生徒になります。このことから、新たな不登校を生まない支援や、不登校解消のための支援というのが重要になってきますので、校内における取り組みの重要性がさらに増していると考えておるところでございます。

次のページをお開きください。

今度は復帰数になります。不登校からの復帰というのが、週平均で1日以上、月に4日以上登校できている状況になった方を指します。こちらも令和4年度から令和6年度までの不登校生徒の復帰状況というのをそちらの表のほうで記載させていただいております。不登校児童生徒のうち、小学校では約8割、中学校でも6割を超える児童生徒が、登校の継続や定期的な登校に繋がっている状況がございます。

12ページをお開きください。

次に「中1ギャップ」につきましては、小学校から中学校に進級する際に、環境の変化に馴染めず、結果不登校になってしまう方もおられるというところで、「中1ギャップ」というのがよく言われているんですが、こちらにつきましては、令和6年度、小6と中1の不登校の差がございますが、不登校全体の38.6%の中には、「中1ギャップ」によるものも少なからず関係

しているものと推定しております。参考までに、令和5年度は約35.8%ということで、若干増加傾向にあるところです。

次の13ページをお開きください。

不登校支援に係る本年度の取り組みの重点というところで、4点挙げさせていただいております。

まず重点1、新たな不登校を生まない取り組みの推進としまして、不登校予防診断チェックリストというものがございますので、そちらの全校実施、それと結果の効果的な活用、あと登校支援員の増員に伴う中学校校内適応指導教室の安定した運営、小学校登校支援の充実ということで、こちら登校支援員につきましては、今年度5名から10名に増員させていただいて対応しているものでございます。3点目で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した相談支援の体制づくりも、重点として取り組ませていただきます。

次に重点2、「中1ギャップ」の解消を目指した小中連携の取り組みの推進としまして、各中学校ブロックにおいて、小中学校担当者合同の拡大教育相談委員会等の定期的な開催を、今年度も実施して参ります。また市いじめ不登校対策研修会において、各中学校ブロック単位で定期の情報交換や意見交流も、研修会の中で時間を持って行っていたいいるところでございます。あとこちらには書いておりませんが、今年度学校長も各中学校ブロックで「中1ギャップ」を解消するための取り組みについて協議、検討しております、こちらにつきましては、中学校ブロック単位で校長会の中で発表してもらうようにしておるところでございます。

続いて重点3、市適応指導教室の教育支援センターへの移行ということで、こちらは本年10月から移行しております。こちら次のスライドで詳しく説明させていただきたいと思っております。

重点4、多様な学びの場の創出のための取り組みということで、竜岩自然の家を活用して、体験型活動事業を行っておりますので、こちらも後から説明させていただければと思っております。

14ページをお開きください。

10月から移行しました筑紫野市教育支援センターについてということで、まず真ん中の方に事業内容がございます。教育支援センターが行う事業としまして、①適応指導教室における児童生徒への指導、支援から、④の学校、関係機関等と連携した児童生徒及び保護者への支援までの4点を行うこととしております。人員体制につきましては、そちらに記載の職名の方と人数、あと業務内容で行っていただくこととしております。それを表したのが上の図になりますが、今までつくし学級として勤労青少年ホームがございまして、相談については、学校教育課が主に担っておりましたが、こちらを連携して教育支援センターとして一本化することで、強化を図ります。またその支援センターとして関係機関であるこども家庭センターや生活福祉課などとの連携、また学校においても、校内適応指導教室があり、登校支援員もおられますので、学校との連携を行う、そして、教職員の研修についても、教育支援センターが中心となって行うというところで評価を行いたいと思っております。こちらの広報啓発につきましては、市のホームページへの掲載と広報ちくしの10月号でも掲載を行っているところでございます。続きまして15ページをお開きください。

先ほど申しました竜岩自然の家を活用した、不登校児童生徒への体験活動事業ということで、事業目的としては、竜岩自然の家において、不登校児童生徒に対して自然豊かな環境の中で野外活動や体験活動等の機会を提供することで、知力体力の向上を図って思考力、判断力の習得や、表現力、感性等を育み、自尊感情、協調性の醸成などを目指すものということで、今年度はつくし学級の入級者を対象に、館外の活動の一環として、試行的に実施をしております。現在、1回、9月末に実施させていただいておりまして、今年度あと2、3回、実施をしたいと考えております。9月末に行った活動の写真を下の方に掲載しておりますが、2名欠席されたんですが、7名つくし学級の方の参加者がありまして、当日は楽しく活動をされており、有意義な活動になったんじゃないかなと思っているところでございます。

今年度、今年中にもう1回と来年にもう1回行えればなというところで、今検討しているところでございます。

最後16ページをお開きください。

不登校対策に関する支援体制ということになりますが、まず教育委員会配置・各校派遣の導入

につきましては、生徒指導担当指導主事を2名配置しております。こちらは教育支援センターとの役割も担います。あと登校支援員につきましては10名ということで先ほども説明しましたが、今年度から5名増員をしております。スクールソーシャルワーカーは3名というところで、今年度からはうち1名を正規職員が担つておるところでございます。スクールカウンセラーの派遣についても、令和5年に比べて令和6年は、派遣を増やし充実をさせております。今後も必要に応じて充実を図つていきたいと思っております。あと教育支援センター、つくし学級につきましては、市指導員、スクールカウンセラーに加えまして、ヤングアドバイザーとして大学生、令和7年度は6名おられます、その方々が入つてつくし学級の運営を行つております。

教育支援センターにつきましては10月から移行しておりますので、状況を見ながら今後実効性のあるものにしていきたいと思っております。

最後は外部団体との連携です。不登校親の会の「ティータイム」と連携をして、進路相談会と学習会、あと高校見学会を今年度も行つております。

高校見学会につきましては、今年度から今まで1回1日の実施だったのを、福岡市近郊と筑紫野市近郊の2日間に分けて見学実施をさせていただいております。3点目の不登校講演会は、ちくしの不登校支援ネットと連携をして、昨年度から開催をしておりますが、昨年は1回開催でしたが今年度は2回開催ということで、外部団体との連携を今後も継続して強化していきたいと考えております。

これらの取り組みで不登校対策に関する支援を行つて参りたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

#### ○平井市長

ありがとうございました。

ご説明いただきましたけど、今の説明に関しまして、ご質問やご意見あればいただきたいと思います。

#### ○久原委員

取り組みとして、きちんとしたタイミングで出されているのではないかと思っています。ただ連携のところで、先日、筑紫地区の教育委員の研修会があったときに、いろいろないじめ・不登校に関する取組についての話がでたんですが、県が宇美町に分校を設けて不登校、或いはいじめに対する子どもたちの対応に取り組んでいて、それから県立の小郡高校でも不登校対策の教育を進めているという話がありましたので、そういうところとの提携がこれから出てくるんではないかなというふうに思います。また、子どもたちの不登校対策として小郡高校や私立校、通信制高校などを含め、今後の不登校生徒の進路保証といいますか、そういうのが必要になつてくるんじゃないかなというのを考えているところです。

もう1点は、支援センターで今年からの取り組みとして説明がありました、太宰府市が不登校対策のことで、インターネットの取り組みされてまして、いいなというふうに感じましたので、そういうところも参考にできればと思いました。

#### ○平井市長

今の久原委員の意見について執行部の方から、コメントがあればお願ひします。

#### ○学校教育課長

学びの多様化学校につきましては、宇美町、福岡市の方でも設置をされております。高校は久原委員が言われてゐる様に、小郡高校でしておりますので、増えつつあります。本市としても、今、学びの多様化学校を設置しているの市町村の方の話を聞きながら、市として設置するのかしないのかも含めて、あとは、連携と言われましたけど、連携できる部分があれば連携をしながらというところで、今後の検討課題ではないかなと思っているところでございます。高校進学というところにつきましては、資料の最後のページで説明しましたが、進路相談会を不登校親の会「ティータイム」と連携して実施しています。高校見学会も同様ですが、小

郡高校や通信制の高校など 15 校ぐらいが、説明ブースを設けて、保護者等が 60~70 人ほど来られたと思います。来場者の方々にそれぞれいろんな学校の話を聞ける場を設けており、自分の子にとってどういう進路先がいいのかを考える機会を、これまで 10 年以上継続して設けております。参加者も少しずつ増えておりまして、こういうことを通じて、高校への進路保証というところも、外部団体との連携ではありますが、行っております。

あと 2 点目の太宰府市の取り組みというのがメタバースの取り組みということで今、新聞にも取り上げられておりますので、こちらもどういう取り組みかというところも含めて今後の検討課題ではないかと考えております。

○平井市長  
では、潮見委員

○潮見委員

いじめの取組の重点で、学校のいじめに組織的対応で取り組んでいくということですが、この組織的というところはとても大切なことだとは思うんですけど、私自身が学校支援のボランティアに指導で入っていた時に、小学校なんですけど、前日にいじめがあり、すぐに担任の先生が把握されて、当日の私が行っていた授業の時も授業内容を変更されて、いじめに対するカリキュラムを組んで授業されていました。3 年生だったんですけど。それは本当にタイムリーに子どもたちの心の中に、入ったんじゃないかと感じて帰ってきました。なので、組織的に対応すると、タイムロスみたいなものがないのかなど。校内委員会を通して、いじめに対応するというところまでしてれば、時間がかかってしまうんじゃないかなと心配になりました。対応された後にそういう校内委員会などで報告して、だから今後はこうしようと対応等を話すことは大事だと思います。ただ私が言いたいのは、先ほどの事例ですぐ対応されたっていうところがよかったですのではないかということです。

もう 1 つが不登校のことで、つくし学級の子どもたちですけど、これも私の体験なんですが、ボランティアと一緒にしましようと誘ったことがありました。その子たちの中には生涯学習センターのフェスティバルに 4、5 年続けて来てくれた子たちもいまして、その子たちは学校には行けてないんですけども、私たちのボランティアバンクの事業に来るときには、いきいきとしたいい顔で来てくれて、いい顔で帰っていくんです。保護者の方にもいきいきとした様子を感じ取られている方がいました。その子たちがどうして学校に行けていないのかと思いましたけども、結局自分の居心地のいい場を探しているんだろうなと思います。なので、できればつくし学級に学びに来ている子どもたちの意見を聞きながら、運営等も進めていただけたらいいかなと、どうしたらこの子たちにとって居心地のいい場所になるのだろうかと探していただけたらと思います。

○平井市長  
いじめの早期対応、迅速な判断するといった指導を現場の方にどのように指導していくか。執行部は話せますか。

○学校教育課長

潮見委員が言われたように、いじめが起こった場合はやはり初期対応が一番大事になります。これまでも、初期対応を誤ったばかりに、重大になってしまったという事例等もありますので、これについて、初期対応でこういう対応をしてしまったので、重大に長引いてしまったんだということを、教頭先生が集まる市の管理職研修会において、実際に起こった事例として直に体験をされた教頭先生から報告してもらい、各学校で情報共有を行っております。いじめ発生後の最初の対応というのは、校内委員会などは通さずに行われますが、先生 1 人が独断で行うと対応を間違うケースもあるので、しっかりと管理職に報告をした上で、どういった対応にするかというところは、担当の先生など複数で話し合いをしながら、対応を進めるというのを、今現在も行うようにしております。そして重大化、長期化してしまったケースなどを例示しながら、こういう場合はこうした方がいいというアドバイスなどを、指導主事の先生に行っ

ていただき、研修会等では、初期対応は最も重要なものだというところを、指導をしているところです。

○潮見委員

情報の共有されているんですね

○学校教育課長

はい。

○平井市長

不登校の子どもたちの居場所という話がでましたけど、不登校の子どもたちの居場所という中で、できれば学校に近いところに子どもたちに来てもらって、教室には入れないけど、別の部屋に来て、先生たちが授業をして、そこを居場所にしてもらって、そこに来ることで、また学校に戻るというようなことを目指して、学校の先生たちは取り組まれていると思います。その繰り返しで、次第にまた教室に戻ったりできる子もいるし、できない子もいるし、いろいろなパターンがあるらしいんですが、学校の現場に近いところで、子どもたちの居場所を作つてあげる、というのは居心地がいいんじゃないかという意見も学校現場では聞くわけですよね。そうすると、中学校は部屋があるけれども、小学校はなかなか場所がなくて、空き教室を利用したりしながら工夫してやっているという現状なんですが、そういう方法で不登校になった子をなるべく学校現場に戻すというやり方もひとつだと考えています。それから力は入れてるんでしょうけど、さつき言わされたように別の学校を作つて、そこに来てもらって学ぶという環境とか、ネットで授業を受けて出席扱いにするという取組があります。ただその取組を保護者たちが知らなかつたという新聞報道もありました。あの記事を読んでいると、そうやって授業をうけたら、罪悪感がなくなつたというような保護者のコメントがありました。ということは、ある程度、学校に行かなくちゃいけないという思いが、ずっと今までつたと思うんですよね。それでそういう取組を促しているんだとは思うんですけど、罪悪感がなくなって学校には行かなくて、タブレットで授業を見ればいいんだという方向に安易にいくのは、ちょっと問題があるんじゃないかなという気がしたんです。今後、不登校が増える可能性はあるんですけど、居場所も含めて、どういう風な対応が必要かというのをいろいろ検討、研究していくことが重要で、筑紫野市の教育行政として、どういうのが目指す方向であろうかということを、考えていかなければいけないと思います。

和田委員はどう考えられますか。

○和田委員

教育支援センターのつくし学級で活動と、それからパトロールもしてるんですが、やっぱり市長の言う、自分の住まいの近くであれば復帰しやすい、学校の近くで教育支援とかができるような場所、居場所づくりがやっぱり必要なのかなと思います。本来は学校それぞれに支援センターがあるのが一番いいと思いますが、今は場所が限られていますから、そういう風な対応をする場所を、中学校単位とか通いやすい場所でできればいいのかなと思います。また、復帰されてない方でゼロ日という方がいますので、その方には安全確認等が一番必要ではないかと思います。先生や行政が訪問しても生徒と会えず安否確認ができるていない、家にいるのかいないのかもわからない状況になっているのではないか、という心配があります。それも含めて中学校単位での生徒たちの支援ができるような、勤労青少年センターより近くにあって行きやすい、そういう方向性でもいいのかなと。家から出てくるというシステムというか施設があればいいのかなという風に思います。

○潮見委員

私自身、今まで不登校の話、いじめの話を聞いてきて、いろいろなケースがあって、その子にぴったりの受け皿というのは、他の子にとっては当たはまらなかつたり、いろんな体験をしてもらえる場所、そこでいろんな人と交われる場所、そういうところに行きながら、本人たち

が自尊感情とか、大丈夫なんだというような気持ちをもって、学校だけじゃなく、その先を生きていける子どもたちになってくれるような体験をしてもらって、自分たちの居場所を見つけていくこと、そこまでよく考えた方がいいと思います。だからと言って私が何か案があるというわけではないですが、そのぐらい大きく構えないと、これから先のこと、先ほどの太宰府市のメタバース話を聞きましたが、果たしてそこに行った子たちが、そこを出たあとどうするんだろうか、ということを心配に思いました。わたしはこの道に行こうと決めることができる子もいるかもしれない。それはそれでいいとして、そうじゃないという子がいるということも踏まえながら、いろんな方向性を見つけていくしかないのかなと思います。大変難しいことですけどね。

○平井市長

最終的な目標は、社会でその子が自立して生活できるように大人になっていけるかですよね。

○潮見委員

親の願いもそうだと思います。社会が学校に行くっていうシステムだから、親御さんもそこに行かないと罪悪感みたいなものを持つてしまうかもしれないけど、そうじゃないということを、親御さんにも伝えることができたらいいなとは思います。

○久原委員

実はある人からの相談を受けたことがあるんですけど、今はいろんな形で勉強の塾はあるから、不登校の子を集めて、農業体験をするというような、教育の場所といったものをしていきたいという内容でした。また、ある学校の校長先生は校長室に不登校の子を集めてちょっとした教室を作って、そこに居場所を作るということをされていました。先ほど潮見委員からも言われたように、子どもたちの不登校の原因というのは、様々で、また、対応の仕方も或いは不登校の原因も多様で、いろんなことで学校に行けなくなつたという状況があつて、非常に複雑な部分もあると思います。

そこら辺をどうするかということで、こういう相談を受けた部分がありました。なかなか手法にすると、民間でという形もありますし、公的な部分で児童の育成支援でもあるかもしれません、子どもたちの居場所というのは、この不登校だけに限らなくていければ、留守家庭の児童センターとか、子ども食堂とか、各コミュニティセンターのちょっとした学習室とか、いろんなところに居場所があると思うんです。だけど、不登校の場合はいろんな状況があつて不登校になつてしているので、そういう場所の活用は非常に難しいと思うんですよね。

いまは公民館で不登校の子どもたちを預かるという取組も増えてきたりしているので、地域で、要するに学校に近いところで、いろんな体験活動ができるというのが、一番、課題になつてくると思います。今回、筑紫野市教育支援センターという形がまずできましたので、そこで、いろんなデータを集めたりしながら、どう対応したらいいのか、竜岩自然の家やボランティアセンター等、どこと連携していくのか、そういう部分を支援センターで研究するっていうのが1つの展開なのかなと思っています。

○平井市長

これは今、支援センター等で少し研究させてもらって、近い将来こちらの形が一番よからうというふうなことで、施策を決めてやっていく、それがステップになるだろうと思います。

○潮見委員

その支援センターができたのは大きな前進だと思います。

○学校教育課長

今言われたお話の中で、まず、教育支援センターの事業内容の1つである「不登校に関する支援施策の立案推進」というところがそういった点を担うようにしておりますので、こちらについても、運営委員会の校長先生、教頭先生も含めてメンバーの中でどういうふうに不登校につ

いて対応・対策していくかっていうところを、支援センターが立案した支援策に関して、検討もしていただく形になるかなと思います。いろんなケースがございまして、学校に行けてるけど、30日をちょっと超えたから不登校になったという方もおられますし、全く行けてない方もおられますので、その場合、それぞれに支援策というのが変わってくると思います。支援センターが中心となって、それぞれのケースの対策っていうのを今後、進めていかなくてはいけないかなと思います。

○牛川委員

教育支援センターの話ではないのですが、いじめの認知件数、対応件数、不登校の対応件数の増加に対して、専門職の方の在席人数が足りてるんだろうかという点が懸念です。学校だから対応できることもあるが、学校の先生じゃないから話せることがあるということも、子どもたちのケースの中には出てくると思うんです。スクールカウンセラーの相談の実績が、令和5年度から6年度でほぼ倍増しているのに対して、スクールソーシャルワーカーが1名正規になりましたというのは、ほぼ人数としては変わってないんじゃなかろうかと思います。親身になってであったり、時間をかけてであったりという対応が果たしてできるのかと思います。これがこの相談件数の天井なのか、今後増えていくのかによって、やっぱり専門職の方の対応が大きくなったり、相談対応が丁寧にできなくなったりということがなかろうかと今後のことについて、ちょっと心配ではあります。

○平井市長

今の牛川委員が言われました、専門職のマンパワー的な面について答弁できますか。

○学校教育課長

そうですね、スクールカウンセラーは1名増員しておりますが、県派遣のスクールカウンセラーもあり、そちらにカウンセリングしていただくっていうところで、ケース倍増に対応しているというところです。そのため、人数が足りてないという状況ではありません。件数の増加によって、派遣回数が増えておりますので、それに対する財政面の負担は増えておりますが、学校からの要望に対するものについては、きちんと対応できているという状況でございます。スクールソーシャルワーカーについては、3名体制というところで、そのうち1名が正規職員になったというところで、今年度から始めておりますが、これも昨年の途中までは2名体制だったのが、やっと3名体制ということになりますて、スクールソーシャルワーカーの役割というところも、やはり大きくなってきておりますが、今のところその3名対応で、回らないという状況ではないのかなと思っております。今後、相談件数の増加等があれば、状況を見ながら、増員というところも含めて考えなければいけないかなと思っております。

○平井市長

いじめ、不登校の対策につきましては、このあたりで区切らせていただいて、続きまして、児童育成支援拠点事業について提案いたします。

子どもを取り巻く環境に目を転じますと、先ほど学校教育課長の報告にもありました「いじめ・不登校」に加え、全国的には児童虐待等の相談も増加するなど、その環境は一層厳しさを増しており、子どもが直面する課題が複雑かつ複合化している様子が伺えます。

このような背景を踏まえ、令和6年に施行された改正児童福祉法では、養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習サポート等を行うとともに家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連携調整を行う「児童育成支援拠点事業」が新設され、市町村には努力義務が課せられております。

こうした課題や子どもの個別のニーズにきめ細かく対応する居場所をつくり、必要な支援を行うことが、子どもの権利を守り、誰一人取り残さない支援に繋がることから、本市においても、この具現化に向けて、検討を進めております。

本日は、その進捗状況を報告させていただきたいと考えておりますので、こども家庭課長は説明をお願いします。

## ○こども家庭課長

それでは児童育成支援拠点事業ということで、そもそも、児童育成支援拠点事業というのはなんなのかというお話を、それを踏まえて、筑紫野市のこども家庭支援センターが支援する子どもたちの実態等を踏まえて、筑紫野市が目指す児童育成支援拠点事業をというのをお話させてもらつたらなと思います。また最後に児童育成支援拠点事業を実施した際の、関係機関との連携についてお話させていただけたらと思います。

まず、児童育成支援拠点事業についてですが先ほども市長から説明がありましたが、こども家庭庁が示しておりますガイドラインによりますと、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに関係機関へのつなぎを行う等、個々の状況に応じた支援を提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図るものとしております。

その支援の内容といたしましては、安全安心な居場所から、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、保護者への相談支援、送迎支援等が含まれますが、要は、虐待防止の観点から養育環境に課題のある子どもたちに、家庭や学校以外の安心安全な居場所をつくり、学習支援だけではなく、日常生活を送るのに、支障のない生活習慣等を身につけさせる支援などを行う、といったものになります。

具体的にはこども家庭庁のガイドラインによりますと、対象者として、食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある、主に学齢期以降の児童及びその保護者。もう一つは、家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも、居場所のない主に学齢期以降の児童、及びその保護者。簡単に言いますと、1つ目の方が、筑紫野市のこども家庭センターが事務局を担っています、要保護児童対策地域協議会いわゆる要対協において管理している子ども達、2つ目は、家にも居場所のない不登校や不登校傾向の子ども達ということになるかなと思います。家にも居場所がないということなんですが、完全不登校の子たちはだいたい、基本的に家にいると思うんですが、家にいても結局SNSとかで、見知らぬ悪い大人たちと繋がるような話、今まさに潮見委員が言われたようにネットの世界に居場所を求める、そういう意味では、居場所を求めてるけど、家が居場所だとは私は言えないと思っていますので、そういう子たちも対象になってくると思います。

この児童育成支援拠点事業に対する近隣市の状況ですが、那珂川市は未定ですが、他の市は既に実施もしくは取り組む予定としております。

なぜこの取組が進んでいるかと申しますと、令和6年の4月に、児童福祉法の改正により、市町村における実施が、努力義務化されており、子ども・子育て支援交付金の対象事業として、位置付けられているためです。

次にこども家庭センターが支援する子どもの実態についてお話したいと思います。筑紫野市の要対協で管理する児童、これは令和7年の9月末時点なんですが、小学生が48人、中学生が31人、この中で不登校もしくは不登校傾向の人数は小学生が12人中学生が15人です。

どの家庭もなかなか難しい家庭でして、こういう子たちがしっかりとつながっていく場所が、必要なんではないかというふうに、こども家庭課では考えているところです。それを踏まえまして、本市が目指す、児童育成支援拠点事業についてですが、まずは支援が特に必要な子どもたちを対象に、考えたいと思います。先ほど出てきました①と②の要件、要対協管理のお子さんで不登校のお子さん、まずは①かつ②である、小学生12人、中学生15人こちらをターゲットに、事業をすすめられないか検討している状況です。ただ、この27人が当面の対象ということであり、その他の子ども達の利用を妨げるものではないということだけ、認識していただけたらと思います。どういった支援をしていくのかというところで、やはり生活力を身に着けさせる支援を中心とというのが、一番ではないかと思います。歯磨きとか入浴とか、日常生活に必要な生活習慣を身につける、こういう当たり前のことを、しっかりと指導して身につけさせたいなと思っています。そして、一番大事なのが、閉鎖された空間からの解放、社会との繋がりを保持させるということだと思います。ただ家族としか交流しないということじゃなくて、いろんな大人たち、いろんな子どもたちとしっかりと関わっていく、いろんな考え方を自ら学ぶと

いうことを、しっかりと担保していきたいなと思っています。

事業実施に向けて、まず場所については、市が所有している土地・建物での実施を検討しております。本事業のガイドラインにおいては、必要な設備として、児童が集まることができるスペースや、学習室、相談室、それに加え、キッチンや浴室シャワーなども書いてますので、想定するに、一軒家とか普通のご自宅のような施設がいいのかなと考えています。支援するお子さんたちは、割と閉じこもっている関係上、やはり公共施設や、学校というのはどうしても不慣れというか、足が向きにくいのかなと思うので、極力、普通の家みたいな形で、通いやすいような、遊びに行きやすいような施設を検討していきたいなと思っています。

支援体制につきましては、管理者1名、支援員2名程度を検討しています。ガイドラインにおいて1事業者当たり20人が定員と決められており、児童5人に対して1人以上の職員を配置することとされており、まず支援員2名程度で10名前後ぐらいから、支援をすすめられたらと考えております。

最後に関係機関との連携なんですが、当然、連携体制がしっかりとしたものでないと効果的な事業にならないと思いますので、まずは、関係機関との連携ということで、これは国からも示されているものになりますが、市役所と学校、医療機関や要対協の参画機関そういうのがしっかりと情報共有、連携しながら対象者を支援していくというイメージです。ただ、これはあくまで国が示しているものであって、筑紫野市としてはもう一つプラスワンとして、やはり地域との交流により、地域のこどもの家となるように目指したいと思っています。しっかりと地域と交流するということで、さらに子どもたちにとって、自宅以外にも地域に自分の居場所があるんだというのを示したいと思います。

そのため、他市はほとんど委託でやっているんですけど、関係機関との着実な連携と、地域の交流の促進、ここを進めるために、筑紫野市としては、まず直営で実施したいなと考えております。様々な環境下にある子どもたちの、適切な養育支援を目指して、児童育成支援拠点事業に取り組みたいと思います。説明は以上です。

○平井市長

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見等あればお願いしたいと思います。

○久原委員

「児童育成支援拠点事業とは」のところで書いてありますけど、学齢期以降の児童という形になっていますが、先ほどの子どもの状態のところで中学生も出てましたよね。児童だけじゃなくて、学齢期以降というと何歳から何歳までを対象としていいですか。例えば、家に居場所がなくて、不登校ではないけどもSNSで繋がって、警固公園などでふらふらしてて、補導されたりしている子どもたちも、随分親から切り離された子どもだと思うんですけど、そういう子も入るのか、どういう範囲なのかというのが1つです。もう1つは、小学校12名と中学校15名っていうのが、今現在の対象者というふうにお伺いしたと思うんですけど、要するに27人なんですけど、そこを対象にした根拠といいますか、学校とか、民生委員さんとかから情報を集めて、その中の決めた対象者なのか、他にも何か幅広く対象があるのか、そういうことを含めて、今後対象が拡大する可能性があるのかどうかということを教えてもらえますか。

○こども家庭課長

まず1つ目なんですが、基本的に対象は小学校中学校の子どもたちを想定しております。もう1つSNSのトラブルに巻き込まれているようなお子さん、こういう家庭の多くは、要保護児童対策地域協議会に登録しているご家庭が多いので、そこに登録しているお子さんで、なおかつ不登校であり、不登校傾向である子さんは対象になるかなと思ってます。民生委員さんたちからの情報をもとに、その家庭がちょっと養育環境的に問題かなという場合には、要保護児童対策地域協議会に登録されていきますので、そのあたりは全て拾えるかなと思っております。ただ、そのあたりの要対協管理かつ不登校というのを、まずは最初のスタートとしてやりたいなというところですので、他にも学校には行けているが、養育環境が非常に問題だというぐらいのお子さんにも、たまに来てもらうとか、そういうのも考えられるし、要対協管理じゃないけ

ど、完全不登校で、もうどうしようもない、行き場がないけど、誰かに見てもらいたいというようなお子さんを支援するというのも考えられるとは思います。まずは、先ほど提示した要件で、一番困難な状況のお子さんを対象に、スタートしたいと考えています。

○久原委員

そしたら、拠点となる施設についても、これからいろいろ考えていただく形ですか。

○こども家庭課長

そうです。

○平井市長

他にありますか。

○潮見委員

小中学生が対象ということですが、中学生でなくなったとき、卒業の見極めというか、卒業させる時期だという判断は、どのようにされるんですか。中学生でなくなったときに、出していく形ですか？

○こども家庭課長

そういうつもりはございません。最初の範囲として、小中学生としていますが、やはり中3生で進路も定まらず、どこにも行き場がないという場合は、もう少し、児童育成支援拠点で支援をしていく必要があるのかなと考えます。

○潮見委員

そこまでできるようなものを作っていただけるということですね。

○こども家庭課長

そうですね。不登校の解決とか、そういう視点ではなく、お子さんの養育環境に注目して、お子さんを社会的に自立させていくという視点で、支援できればと考えています。もっと大きくなって高校生ぐらいになってきたときには、また別のメニューとか別の支援の仕方につながって、バトンタッチ等できるようにしていく形になると思います。こども家庭センターで支援するのは18歳未満までなので児童育成支援拠点事業は使わないにしても、サポートなり、支援なりはしていくと思いますが、18歳を超えていくとなると、社会人としての他の支援を使用していく形になると思います。

○企画政策課長

ある一定年齢に達したお子さんにつきましては、当然こども部以外の施策、例えばですけど生活困窮者支援事業の中の、就労移行支援事業であったり、引きこもり支援のための事業であったり、こういったものを市の支援事業として準備しておりますので、児童福祉法の範疇でなかなか難しいといった事態が出てきた場合であっても、こうした施策を可能な限り活用して、支援を継続してまいりたいと思います

○潮見委員

市だからできるんですよね。

御府にいろんな事業部があるから、こうした支援がいろいろできるということですね

○牛川委員

学齢期に満たない時から子どもを育てることに不安があったり、養育上の環境が整わない家庭などもあると思います。小学校に進学したから、急に環境が変わって養育できないというわけではないと思うので、学校教育に関して言うのであれば、対象を小中学校に絞ることは正しいことなのかもしれないんですけど、せっかく、こども家庭庁が管轄されるのであれば、引き続き市

全体で子どもであるうちは、しっかり育てていける環境を整えていただけるといいなと思います。

○こども部長

今、市で取り組んでいるのは、妊娠期からの支援ということです。妊娠された方への支援から出産後の赤ちゃん訪問など、こども家庭センターが継続して支援していくという形で、小学校に至るまでにも支援をしております。そのため、支援が切れているわけではありません。妊娠期からの支援がまだ足りていないところはありますが、給付金等の手続きの際には、必ず面談をするように取り組んでいますので、保護者の方と面談をして、いろいろな形でサポートをしている状況です。

○平井市長。

牛川委員は、今の回答で大丈夫ですか。

○牛川委員

大丈夫です。

○和田委員

筑紫野市が目指す児童育成支援拠点ということで、最後にお話しがありましたけども、開設時間というか利用時間は何時から何時まで利用できるものなのか、それと利用の中で利用する方へ養育と書いていますので、食事とか学習支援もあるでしょうし、お風呂に入れないと書いたことでシャワーも設備に書いていますから、そういったものまで、この施設でできるのかということ。あと、支援員さんの人員体制は利用者が女性であれば、支援員は女性の方がいいかもしないし、男性の方であれば男性の支援員がいいと思いますので、人員体制も考える必要があると思います。また、男女で部屋を分ける必要があるかもしれないし、それは開設時間によって変わってくるのかなと思いますが、イメージとしては要介護者のデイサービスみたいなイメージなのかなと、そうすると開設時間や事業内容によっては、その支援員の人員体制も変わっていくのかなと思います。

○平井市長

今現時点で、開設時間や事業内容で話せることはありますか。

○こども家庭課長

開所時間につきましては、おおむね 10 時から夜の 20 時までを想定しております。そしてやはり、お風呂等があるので、支援員は必ず女性が必要だと考えています。食事面については衛生上の問題もありますので、運営を始めて、様子を見ながらということになります。ただ、イベント的に児童育成支援拠点が拠点となるような、こども食堂みたいな取組もありなのかなと考えています。こういう子どもたちは、なかなか継続することが難しいので、仮に 10 人対象者となっても、必ず毎日来るというのが難しいお子さんたちだと思います。1 日でも多く繋がって、支援ができるようなことを考えられたらと思っています。

○平井市長

他にご意見ありますか。

○久原委員

こども家庭センターという形で今まで、いろんな学校だとか、民生委員さんという方が集まって、この子のことをどうしようかという会議は、あったと思うんですよ。今度、この児童育成支援拠点ができた場合、どういうことがプラスアルファで考えられますか。

○平井市長

そのプラスアルファというのは。

○久原委員

要するに、今までのこども家庭センターで、この子に対してこういうふうにしようというふうな形のケース会議はあってましたよね。そこからもう1歩進んだ形で、児童育成支援拠点ができるんじゃないかなと思ってるんですけど、そこら辺が今までの部分に、プラスアルファで何があるのかを確認したいしたいです。

○こども家庭課長

ケース会議については、今まで通り行き、このケース会議の中で、例えばこのお子さんについては児童育成支援拠点事業の支援が望ましいといったような、選択肢が1つ増えるかなと思っております。当然、児童育成支援拠点事業を活用しているお子さんに関するケース会議が必要な場合は、児童育成支援拠点の職員も入りながら、関係機関と合わせたようなケース会議の開催となっていくと考えられますので、連携先が1つ増えたっていうような、イメージになるかなと考えています。

○平井市長

他にありますでしょうか。

なければ次に移らせていただきます。

最後の議題になりますが、「小中学校体育館の空調整備」についての報告を受けたいと考えています。

先ほど、少し述べましたけれども、体育館は、体育の授業や部活動、社会体育の場とともに、災害時には避難所としても重要な役割を担っており、快適で安全な環境を整えることは、子どもたちや地域住民の安心に繋がる大切な取り組みであります。一方、整備後に十分な冷却効果が得られなかつたり、運用コストや維持管理の課題が顕在化している事例が、一部見られておりますので、設備の規模や方式については、地域の実情を十分に考慮した上で、慎重かつ効果的に検討していく必要があるものと考えております。

本日は、現在の検討状況を教育委員の皆さんとともに確認し、より良い環境整備に繋げてまいりたいと考えております。

それでは、教育政策課長は説明をお願いします。

○教育政策課長

小中学校の空調設備についてのご報告をさせていただきたいと思います。小中学校屋内運動場体育館の空調設備についてですが、今年度前半にモデル校2校での調査をいたしました。その結果をもとに整備方針をまとめておりますので、かいつまんでご報告させていただきます。まず事業概要でございますが、先ほど市長よりお話がありましたが、教育環境等の向上、また避難所機能の強化を図るため、市内全小学校11校の体育館、全中学校5校の体育館及び武道場に、空調設備を整備するものでございます。

2番でございますけれども、空調方式等につきまして、4つの空調方式と、熱源、電気、プロパン等を組み合わせた7パターンで検討いたしました。その結果、空調効果や環境性能、それから、事業費のトータルコスト、避難所としての機能性、災害時のリスク分散等を総合的に考慮しました結果、空調方式につきましては、輻射式と吹出式ハイブリッド型を、採用したいと思っております。また熱源につきまして、先ほどリスク分散と申しましたが、小学校の体育館については電気、中学校の体育館については都市ガス、武道場については電気というように熱源を分けたいと考えております。

それから3番目の非常時、災害時の対応といたしまして、各学校につきましては指定避難場所となっておりますので、九電に申請することで「特例需要場所」として、校舎とは別に電線の引き込みが可能となります。その結果、優先復旧が約束されるものとなります。また、都市ガスについても、空調機器は自立発電型のものを導入することで、停電時の空調運転のほか、避難所運営に必要な、照明やパソコン等の軽微なものについては、使用が可能です。

資料には書いておりませんが、その他にも発電機等はもともと備えておりますので、そういうものでも対応できるものと考えております。

4番目、概算事業費につきましては、小学校中学校で、トータル12億3,224万6千円を見込んでおります。これにつきましては国の交付金でございます、空調設備整備臨時特例交付金などを活用する予定でございます。

5番目の、今後の見通しについてでございますが、予算が絡むものになりますので、全小中学校の体育館、武道場空調設備の令和8年度中の整備完了を目指しております。細かなスケジュールは挙げておりませんが、この旨を議会に諮っていきたいと考えております。そのままで第1歩といいたしまして、令和7年の12月議会に小学校分の設計業務委託料を補正予算で計上予定としております。また、断熱工事につきましては、空調設備のみで十分な効果が得られることを先行施設で体感してまいりましたが、交付金の要件を満たすため、またより空調効果を上げるために、令和9年度以降、令和15年度までの間に体育館の改修等の機会をとらえながら、断熱工事については行なっていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○平井市長

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

意見なしでよろしいですね。

これで予定しております議題につきましては全て終了とさせていただきます。全体を通しての意見等はよろしいですか。

私も先ほどの不登校の件についてかなり議論していただきまして、不登校になった子への対応策ですね、学校に来なくなった子が卒業を迎えるまでの居場所を作ろうとしていますけども、私の感覚としてはですね、できるだけその不登校を生まないような、学校現場とか、社会の仕組みとか、社会の仕組みというのは先ほど貧困であるとか、家庭の問題が非常にあって、その辺は教育現場以外の、地域の我々の責任もあるように感じるので、そういうのを総合的にやって不登校を生まない、できるだけ減らしていくということができないかと思っています。対処療法的に不登校が出てきたからこうするというのではなく、そのもっと前段階で、もしかすると幼児教育の時に何か少し工夫ができるのかとか、家庭への取組や地域を一緒にした取組等が、できればいいなというふうに、先ほどの議論のなかで思ったところです。

わたしの感想は以上としまして、司会へ戻させていただきます。

○企画政策課長

平井市長、議事進行、誠にありがとうございました。

最後に事務連絡でございます。

次回の総合教育会議でございますけれども年明け令和8年の2月から3月ごろの開催を予定しているところでございます。議題につきましては、主には次年度の教育振興基本計画の内容についてご審議いただくようにしておりますが、追加議題があれば隨時、ご相談をさせていただきたいと考えております。詳細な日時及び協議・調整事項が定まり次第、速やかにご案内を差し上げますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

それではこれをもちまして、令和7年度第2回筑紫野市総合教育会議を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。